

災害医療コーディネーターの参集と役割について

1 南海トラフ地震発生時の参集の順番について

順 番	参 集 時 期
豊 橋 市 民 病 院	発災後 24 時間以内
蒲 郡 市 民 病 院	
豊 橋 医 療 セ ン タ ー	前医療コーディネーターの活動開始後 60 時間経過後 (医療コーディネーターの活動は 72 時間)
豊 川 市 民 病 院	

※ 発災当初は 2 名体制とするが、状況に応じて 1 名体制に切り替える。

(DMA T 活動拠点)

豊 川 市 民 病 院	発災後 24 時間以内
-------------	-------------

※ 豊川市民病院については、県庁 DMA T 調整本部直轄の DMA T 活動拠点の設置が検討されているため、発災当初は DMA T 活動拠点本部の運営を優先

2 災害医療コーディネーターの体制

ロジ担当者 2 名を帯同したチーム体制を基本とする。

3 災害医療コーディネーターの役割

- ・ 各市の被害状況及び支援要請内容の分析に関する意見
- ・ 県庁災害保健医療調整本部に要請する人的（医療救護班、医療職種等）及び物的（医薬品、衛生材料等医療物資に限る）資源の優先順位に関する意見
- ・ 豊川保健所で掌握した人的支援及び物的支援の配分に関する意見
- ・ 各医師会に対する人的資源（医療救護班の編成）の調整
- ・ 関係機関（警察、消防等）に対する協力要請
- ・ その他必要な意見・調整

※ 災害医療コーディネーターの意見を踏まえ、最終決定は豊川保健所の責任で実施する。

4 災害医療コーディネーターと DMA T 活動拠点との関係について

DMA T 活動拠点は、県庁 DMA T 調整本部からの指揮に従い活動することとなるが、東三河南部医療圏内の保健医療に関する県の役割を統括するのは豊川保健所であるため、県庁 DMA T 調整本部からの指揮活動以外は、豊川保健所に参集した災害医療コーディネーターの支援要請を優先する。